

## 令和7年11月21日 文教委員会資料 正誤表

資料	頁	箇所	正	誤
資料1 第8次子どもの権利に関する行動計画(素案) 【概要版】	3	「2 計画策定の背景と趣旨」の2つ目の●の1行目	こども基本法(令和 <u>5</u> (2023)年4月施行)	こども基本法(令和 <u>4</u> (2022)年4月施行)
	3	「2 計画策定の背景と趣旨」の2つ目の●の1行目	こども大綱(令和 <u>5</u> 年(2023)年12月閣議決定)	こども大綱(令和 <u>4</u> 年(2022)年12月閣議決定)
	5	「(1) 条例と子どもの権利に関する意識の普及について」の右側3行目	意識 <u>の</u> 普及啓発	意識 <u>を</u> 普及啓発
	6	「(5) 子どもの居場所について」の右側1行目	すべての子ども <u>に</u> 対して	すべての子ども対して
	8	<第7次までの主な成果>の2段落目	成果指標 <u>1、2</u> は現状が目標値を下回っています。 これまで育ち・学ぶ施設の職員への研修や周知の取組をしてきましたが、引き続き家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障に向けた取組を進める必要があります。	成果指標は、現状が目標値を下回っているものの、 計画策定時よりは子どもは横ばい、大人は上昇傾向にあります。子どもを取り巻く環境は大きく変化してきており、引き続き個別の支援に向けた取組を充実する必要があります。
	10	「5 子どもの権利をめぐる課題の解決に向けて」の2行目	3つの施策の <u>方向</u>	3つの施策の <u>方針</u>
	14	【推進施策】3	育ち・学ぶ施設 <u>や</u> 地域における	育ち・学ぶ施設における
	18	「推進施策2 子どもが自分らしくすこやかに成長できる環境の充実」の3行目	多 <u>文化</u> 共生教育	多 <u>分化</u> 共生教育

資料	頁	箇所	正	誤
資料2 第8次子どもの権利に関する行動計画(素案)	25	③自分を守り、守られる権利の1行目	「あらゆる権利の侵害から逃れられること」	「あらゆる権利の侵害から逃れること」
	26	⑦個別の必要に応じて支援を受ける権利の説明文の1段落目	条例第16条では、「個別の必要に応じて支援を受ける権利」として、「 <u>子どもは、その置かれた状況に応じ、子どもにとって必要な支援を受けること</u> 」ができ、そのためには様々な「権利が保障されなければならない」としています。	条例第16条では、「個別の必要に応じて支援を受ける権利」として、「 <u>自分を表現すること</u> 」、「 <u>自分の意見を表明し、その意見が尊重されること</u> 」、「 <u>仲間をつくり、仲間と集うこと</u> 」、「 <u>参加に際し、適切な支援が受けられること</u> 」を掲げています。
	27	本文3段落目の1行目	こども基本法（令和 <u>5</u> （2023）年4月施行）	こども基本法（令和 <u>4</u> （2022）年4月施行）
	27	本文3段落目の1行目	こども大綱（令和 <u>5</u> 年（2023）年12月閣議決定）	こども大綱（令和 <u>4</u> 年（2022）年12月閣議決定）
	44	5つの視点①の1行目	「子どもの視点」であることが望ましく、事業の目的・目標、成果や課題	「子どもの視点」であることが望まく、事業の目的・目標、 <u>成果や課題</u>
	47	右側「この取組に対するご意見（抜粋）」の2つ目の○の2行目	パンフレットのおかげで	パンフレットの「おかげで
	49	右側「この取組に対するご意見（抜粋）」の4つ目の○の1行目	子どもたちが <u>虐待</u> されないように	子どもたちが <u>が約対</u> されないように
	54	1基本理念（1）の1行目	かけがえのない価値	かけがいのない価値
	61	3段落目2行目	多様な価値観に触れながら	多様な価値観に触れならが
	75	4人権関連事業の主な取組③	人権関連ブースの <u>出展</u>	人権関連ブースの <u>出典</u>
	75	5保育・幼児教育の質の維持・向上事業の主な取組⑧	教材・遊具等の貸出	教材・遊具等の貸出 <u>貸出</u>
	80	推進施策3	<u>一人ひとり</u> の状況に応じたきめ細かい支援の充実	<u>ひとり一人</u> の状況に応じたきめ細かい支援の充実
	81	推進施策3	<u>一人ひとり</u> の状況に応じたきめ細かい支援の充実	<u>ひとり一人</u> の状況に応じたきめ細かい支援の充実